

国土調査基準点管理保全規則

(目的)

第1条 この規則は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき水戸市が管理する国土調査基準点の管理保全について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において国土調査基準点とは、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点で、かつ永久標識を設置したものをいう。

(工事施工の届出)

第3条 国土調査基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を行なうもの(以下「工事施工者」という。)は、「国土調査基準点付近での工事施工届出書」(様式第1号)を市長に提出し、国土調査基準点の保全に必要な処置を講じなければならない。ただし、「国土調査基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第5号)により市長に申請し、承認を受けた場合はこれを省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたす恐れのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

(1)掘削底面から45度以上の線に国土調査基準点の構造物が入る掘削工事等

(2)車両及び重機等の振動が国土調査基準点に影響を及ぼす工事等

(3)その他国土調査基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2)引照点図及び測量資料

(3)写真(国土調査基準点、国土調査基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 国土調査基準点付近での工事が竣工したときは、「国土調査基準点付近での工事竣工報告書」(様式第2号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)竣工写真(国土調査基準点、国土調査基準点付近を確認できるもの)

(2)国土調査基準点の異状の有無が確認できる点検測量等の成果(着工、竣工後が対比できる引照点図及び測量資料)

- 6 工事により、国土調査基準点の効用に支障をきたした場合には、原因者は「国土調査基準点復旧承認申請書」(様式第3号)により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。(様式第4号)

(一時撤去及び移設)

第4条 国土調査基準点を一時撤去又は移設する必要がある場合には、「国土調査基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第5号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。(様式第7号)

- 2 前項の申請時には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1)位置図、平面図(掘削位置と国土調査基準点の位置関係が確認できるもの)

- (2)写真(国土調査基準点、国土調査基準点周辺が確認できるもの)

- (3)再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

- 3 何らかの理由により期間変更を行う場合には、「国土調査基準点(一時撤去・移転)期間変更承認申請書」(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。(様式第8号)

(機能の回復)

第5条 国土調査基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合には、原則として当該国土調査基準点を既設と同様の構造により再設し、測量の成果を修正するものとする。

(機能回復の施行者)

第6条 国土調査基準点の再設は原則として原因者(測量会社による)が行わなければならない。

- 2 設置工事が竣工したときは「国土調査基準点設置工事竣工報告書」(様式第9号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 3 前項の規定により検査に合格しないときは、直ちに補修し再検査を受けなければならない。

- 4 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 国土調査基準点の設置工事に要する費用(既設の国土調査基準点の取り壊し費用を含む。)及び測量作業に要する費用は、原則として原因者の負担とする。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、別途協議するものとする。

国土調査基準点の種類

区分	標識の規格	精度
地籍図根三角点	10×10×70cm 角柱 又は φ 75×90mm 以上の金属標	公共基準点 2 級相当
地籍図根多角点	7×7×60cm 角柱 又は φ 50×70mm 以上の金属標	公共基準点 3 級相当 (一次) 公共基準点 4 級相当 (二次)
細部図根点	7×7×60cm 角柱 又は 4.5×4.5×45cm 角柱 又は φ 50×70mm 以上の金属標	公共基準点 4 級相当

(様式第1号)

国土調査基準点付近での工事施工届出書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

届出者 住 所
氏 名

国土調査基準点付近で工事を行いますので、下記のとおり届出ます。

工事件名		
工事場所		
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日(日間)	
工事概要		
基準点番号		
企業者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図書	1, 位置図 2, 断面図 3, 平面図 4, その他	

(様式第2号)

国土調査基準点付近での工事竣工報告書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

報告者 住 所
氏 名
担当者

令和 年 月 日に届け出た国土調査基準点付近での工事が竣工したので下記のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日(日間)	
基準点番号		
基準点 の状況	(1)測量標のき損状態	
	(2)構造物のき損状態	
	(3)その他	
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図書	1. 位置図 2. 引照点図 3. 測量資料 4. その他	

(様式第3号)

国土調査基準点復旧承認申請書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

申請者住 所
氏 名

工事により異常をきたした国土調査基準点の復旧について承認を受けたいので
下記のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所		
復旧する 基準点		
復旧期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日(日間)	
復旧 工事 請負者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
	TEL	
備 考		

(様式第4号)

国土調査基準点復旧承認書

様

令和 年 月 日に申請のありました国土調査基準点の復旧について
次のとおり承認します。

承認事項	
復旧内容	
復旧場所	
復旧する 基準点	
復旧完了期限	令和 年 月 日とする
承認条件 1. 測量標の設置は、既存のものと同様のものとする。 2. 測量標設置工事完了後は、速やかに国土調査基準点設置工事竣工報告書 (様式第9号)を提出し、水戸市の検査をうけるものとする。 3. 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡すものとする。 4. 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、変更協議を行うこと。 承認番号 号 令和 年 月 日 水戸市長 高橋 靖	
連絡先	水戸市産業経済部農業環境整備課地籍調査係 TEL 029-224-1111 (内 3112, 3113)

(様式第5号)

国土調査基準点(一時撤去・移転)承認申請書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

申請者 住 所
氏 名

工事により支障となる国土調査基準点の(一時撤去・移転)について、下記のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する 基準点		
移転する場合の 移転候補地	水戸市 番地先	
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
工事 請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図書	1. 位置図 2. 平面図 3. 写真 4. その他	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備 考		

(様式第6号)

国土調査基準点(一時撤去・移転)期間変更承認申請書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

申請者 住 所
氏 名

工事により支障となる国土調査基準点の(一時撤去・移転)の期間変更について、下記のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する 基準点		
移転する場合の 移転候補地	水戸市 番地先	
工事期間	(変更前)令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (変更後)令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	(変更前)令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (変更後)令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
工事 請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図書	1. 位置図 2. 平面図 3. 写真 4. その他	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
変更理由		

(様式第7号)

国土調査基準点一時撤去承認書

承認番号 号
令和 年 月 日

様

水戸市長 高橋 靖

令和 年 月 日に申請のありました国土調査基準点の一時撤去について、下記のとおり承認します。

承認事項	一時撤去
移転先	水戸市 番地先
一時撤去する基準点	
完了期限	令和 年 月 日
承認条件	<p>1. 測量標の設置は、既存のものと同様のものとする。</p> <p>2. 測量標設置工事完了後は、速やかに国土調査基準点設置工事竣工報告書（様式第9号）を提出し、水戸市の検査をうけるものとする。</p> <p>3. 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡すものとする。</p> <p>4. 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、変更協議を行うこと。</p>
担当連絡先	水戸市産業経済部農業環境整備課地籍調査係 TEL 029-224-1111(内 3112, 3113)

(様式第8号)

国土調査基準点一時撤去期間変更承認書

承認番号 号
令和 年 月 日

様

水戸市長 高橋 靖

令和 年 月 日に申請のありました国土調査基準点の一時撤去期間の変更について、下記のとおり承認します。

承認事項	一時撤去
移転先	水戸市 番地先
一時撤去する基準点	
完了期限(変更後)	令和 年 月 日
承認条件 1. 測量標の設置は、既存のものと同様のものとする。 2. 測量標設置工事完了後は、速やかに国土調査基準点設置工事竣工報告書(様式第9号)を提出し、水戸市の検査をうけるものとする。 3. 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡すものとする。 4. 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、変更協議を行うこと。	
担当連絡先	水戸市産業経済部農業環境整備課地籍調査係 TEL 029-224-1111(内 3112, 3113)

(様式第9号)

国土調査基準点設置工事竣工報告書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

報告者 住 所
氏 名
担当者

令和 年 月 日承認番号 号で承認を受けた国土調査基準点の
(一時撤去・移転)について、設置工事が竣工しましたので、下記のとおり報告しま
す。

工事件名		
工事場所	水戸市	
竣工年月日	令和 年 月 日	
基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
測量作業機関	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図書	1. 竣工写真 2. 測量関係資料 3. その他	